

# 全国市長会の概要



## Contents

全国市長会の沿革と役割	1
都市と都市行政	2
全国市長会の組織	3
平成 23 年度 全国市長会事業の概要 [市政に関する連絡調整]	4
[地方行財政対策等の推進]	5
[研究会、講習会等の開催等]	6
事務局組織等	7

# 活力に満ちた真の分権型社会の実現を目指して

## 全国市長会の沿革と役割

全国市長会は、前身の関西各市聯合協議会が明治31年（1898年）に創立されてから平成20年（2008年）に110周年を迎えました。

全国には、平成23年4月1日現在、786の「市」と23の「東京都特別区」があり、合わせて809の都市があります。全国市長会は、これらすべての都市の「市長」及び「区長」によって組織され、各都市の分担金により運営されています。

全国市長会は、全国各市間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的とし、市民福祉の向上を図るとともに、より良いまちづくりを推進するため、地方分権の推進をはじめとして、全都市に共通する課題や問題、単独の市では解決が難しい事柄への対応策について調査研究を行い、意見を集約しています。

その結果については、全国市長会の意見や提言として公表し、関係者の理解を求めるとしています。また、全国市長会の決議、要望事項については、国会・政府等に対してその実現を働きかけるとともに、申し入れやアピールなど、その時々に応じて本会の主張について実現を目指して活動しています。

このため、毎年6月に全国市長会議（総会）を開くほか、役員会を開催し、全国市長会の意思を決定するとともに、特別委員会、協議会、研究会等において調査研究を行い、各都市から寄せられた要望の実現に努めています。

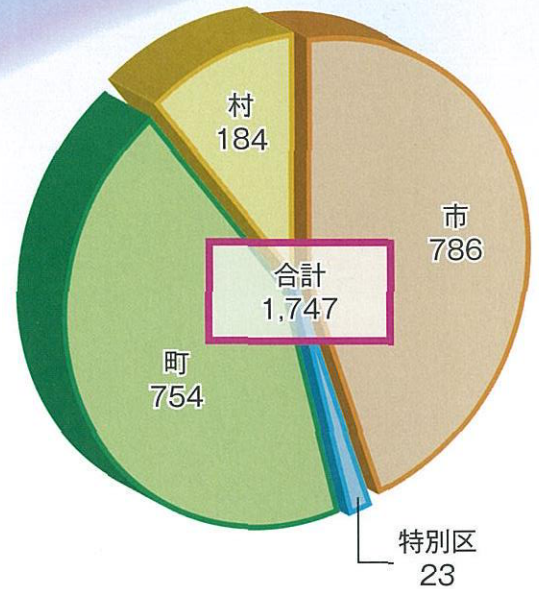
全国市長会をはじめ地方六団体が、かねてその成立を要請してきた地域の自主性・自立性を高めるための改革推進関連法が平成23年4月28日成立し、全国市長会は「国と地方の協議の場」の構成メンバーとして、国と地方の役割分担や地方行財政制度等の都市自治体にかかわる政策課題について、企画段階から国と協議し、住民に一番身近な基礎自治体の意見の反映に努めることとしています。

また、法律上、地方自治に影響を及ぼす法律などに関し、内閣に意見を申し出、または国会に意見書を提出する権利が認められています。

さらに、地方公共団体に新たな事務又は負担を義務づける場合、本会をはじめとする地方六団体が内閣に対して意見を申し出ることができるよう、各大臣が当該施策の内容を知らせるための情報提供制度があります。

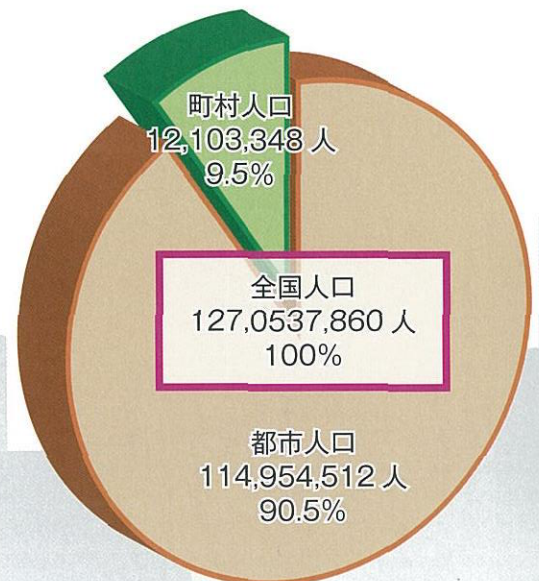
## 地方公共団体数

（平成23年4月1日現在）



## 全国人口と都市人口

（平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。）



## 都市と都市行政

日本の人口は、およそ1億2,700万人余り、そのほぼ9割に当たる約1億1,500万人の人々が都市（市及び東京都特別区）に居住しています。また、全国土面積は378,000平方キロメートルで、都市部の面積は216,000平方キロメートルであり、約57%を占めています。

平成12年の地方分権一括法の施行以後、いわゆる平成の大合併が進みました。

この間、平成12年4月に694都市であったものが、平成23年4月には809都市となっています。

都市は、人が集まり、生活が営まれ、ひと・もの・情報が交流する出会いの場でもありま

す。「市」及び「区」は、基礎的な自治体として日々の生活に欠かすことのできない住民に最も身近な仕事をしています。

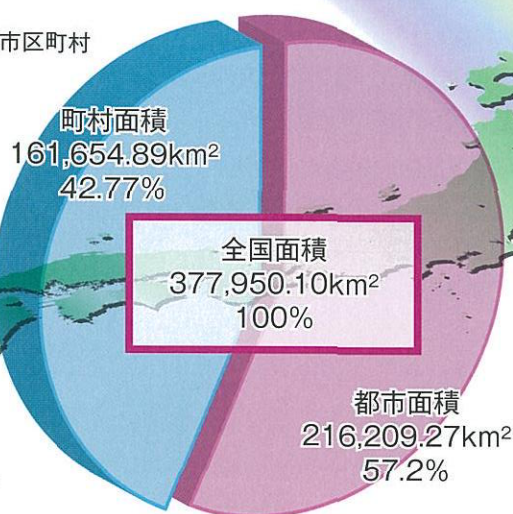
上下水道、ごみ処理、環境、福祉、保険、保健、学校教育、生涯学習、道路、公園、都市整備、消防防災、産業振興などのほかに、病院・バス・地下鉄の経営を行っているところもあります。

また、地域のイベントの企画や支援、内外の都市との交流などの様々な仕事を行い、地域の活性化を図っています。

近年では、市民やNPOなど地域の人々や団体との協働を推進することにより市民サービスの向上に努めています。

### 全国土面積と都市面積

(平成21年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」を基に算出。)



※境界未定地域のため都市面積と町村面積の合計は全国面積と一致しない。

※境界未定地域を含む自治体の面積は、「全国市町村要覧 平成22年版」に記載の便宜上の概算数値を参考値とし、これをもって都市面積・町村面積の数値を算出した。

### 都市数の変遷

特別区 (黄色) 市 (青)

明治22年(1889年)4月

└ 市制町村制施行

明治31年(1898年)5月

└ 関西各市聯合協議会が発足、24市が参加。

昭和5年(1930年)5月

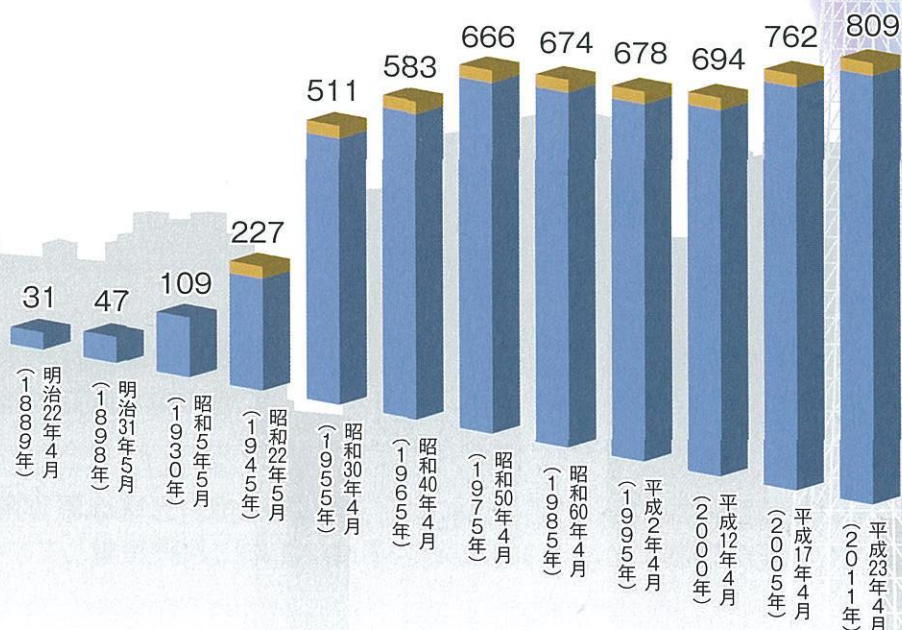
└ 全国市長会に改称

昭和22年(1945年)5月

└ 地方自治法施行

平成12年(2000年)4月

└ 地方分権一括法施行





# 全国市長会の組織

1 全国市長会の役員は、次のとおりとなっています。

会 長 1名 (任期 2年)	副会長 9名 (任期 1年)	理 事 71名 (任期 1年)
評議員 141名 (任期 1年)	支部長 9名	監 事 3名 (任期 1年)

以上のほか、顧問、相談役及び参与を置くことができます。

2 会務を遂行するため、次の会議が設けられています。

全国市長会議 (総会)	全市長による議決機関
理 事 会	執 行 機 関
評 議 員 会	議 決 機 関
委 員 会	分野別の政策審議機関
特別委員会	特定の政策課題に関する調査研究機関
協 議 会	特定の性格を有する都市の共通問題に対処する機関

### ◇分野別の政策審議機関

行政委員会、財政委員会、社会文教委員会、経済委員会

### ◇政策課題に関する調査研究機関

政策推進委員会、都市税制調査委員会、国民健康保険対策特別委員会  
廃棄物処理対策特別委員会、介護保険対策特別委員会、都市政策研究特別委員会

### ◇特定の性格を有する都市の共通問題に対処する機関

全国基地協議会、港湾都市協議会、防衛施設周辺整備全国協議会、全国民間空港関係市町村協議会、  
全国雪寒都市対策協議会、広域行政圏整備推進協議会、過疎関係都市連絡協議会、温泉所在都市協議会、  
街路事業促進会議、水産都市協議会、石油基地自治体協議会、地域経済活性化全国協議会、  
国立公園関係都市協議会

### ◇特定の課題を調査研究する研究会等

公務員制度改革問題検討会議、観光と都市に関する研究会、生活保護費負担金等対策会議、  
合併都市政策経営研究会、都市財政基盤確立小委員会、教育における地方分権の推進に関する研究会、  
医師確保対策会議、地方分権推進戦略会議、地方分権改革検討会、林政問題に関する研究会、  
農業政策等を考える小委員会、共通番号制度等に関する研究会、子ども・子育て新システムに関する会議

3 支部・都道府県市長会

全国の9地域(北海道、東北、北信越、関東、東海、近畿、中国、四国、九州)に支部が置かれ、支部内各都市間の連絡等に当たっています。

また、都道府県ごとに市長会が置かれ、都道府県内各都市間の連絡等に当たっています。

## 全国市長会に関する組織

### ○地方自治確立対策協議会

全国市長会は、地方六団体の一員として、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会と共同して地方自治確立対策協議会を設けています。

### ○都市分権政策センター

全国市長会及び財団法人日本都市センターが、真の地方分権改革を実現し、都市自治体の政策開発・立案機能の充実などに資するため、平成19年に共同設置しています。

# 平成 23 年度全国市長会事業の概要



平成 23 年度において、全国市長会では、全国各市間の連絡調整を図り、市政の円滑なる運営と進展に資するため、次の事業を行ってまいります。

## 1 市政に関する連絡調整

- (1) 市政の円滑な運営と進展を図るため、次の諸会議を行います。
  - ①総会を平成 23 年 6 月 8 日（水）に開催します。

なお、総会の前日 6 月 7 日（火）には、全市長による 4 つの分科会等を開催します。
  - ②理事会を年 2 回開催します。
  - ③理事・評議員合同会議を年 4 回開催します。
  - ④行政委員会、財政委員会、社会文教委員会及び経済委員会を適宜開催します。
- (2) 都市が抱える政策課題について広く理解を得るため、市長及び学識経験者によるシンポジウム等を開催してまいります。
- (3) 国の関係調査会、審議会等に市長等が参画し、都市の意見の反映に努めてまいります。

（地方制度調査会、政府税制調査会、社会保障審議会、中央環境審議会、中央教育審議会等）。
- (4) 本会重点提言事項の実現を図るため、政府、国会に対して随時要請活動を行ってまいります。



理事・評議員合同会議（平成 22 年 6 月 8 日）



第 80 回全国市長会議（平成 22 年 6 月 9 日）

## 2 地方行財政対策等の推進

(1) 都市政策の重要事項について調査研究及び審議のため、政策推進・政権公約調査・都市政策特別・都市税制調査・国民健康保険対策特別・介護保険対策特別・廃棄物処理対策特別の各委員会等を開催してまいります。

特に、社会保障と税の一体改革、総合的な子育て支援、高齢者医療保険制度改革、地域自主戦略交付金、食と農林漁業の再生、公務員制度改革、共通番号制度等への対応等、本会の常任委員会と連携しながら的確に対応してまいります。

(2) 東日本大震災に係る災害対策や被災地域の復興に向けての「東日本大震災復興構想会議」について、本会として関係自治体と連携しながら的確に対応してまいります。

(3) 「国と地方の協議の場」において、都市の意見の実現に努めるとともに、地方六団体で設置している「地方分権改革推進本部」において、基礎自治体への

権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の一層の推進を図ってまいります。

(4) 地域主権戦略大綱等の推進に対して、本会の地方分権改革検討会議等において的確に対応してまいります。

また、自治基本制度の抜本的な見直しに向けて「都市分権政策センター」((財)日本都市センターと共同設置)と連携を図りつつ、的確に対応してまいります。

(5) 特定の性格を有する都市等がその共通問題に対処するため、新過疎法に基づく新たな過疎対策に向けて要請活動を行う過疎関係都市協議会及び街路事業促進会議等の協議会を開催してまいります。

(6) 中日友好協会や米国市長会等海外の自治関係団体との交流を行うとともに、海外の都市における地方分権の動向等の調査を行います。



国と地方の協議の場 (平成 22 年 12 月 16 日)



東日本大震災復興構想会議検討部会(平成 23 年 4 月 24 日)



環境フォーラム (平成 22 年 6 月 8 日)



都市計画シンポジウム (平成 23 年 2 月 15 日)

### 3 研究会、講習会等の開催等

- (1) 「都市の魅力と交流戦略～地域資源×公共交通＝地域活性化～」をテーマに、第73回全国都市問題会議を鹿児島市において、平成23年10月6、7日の両日開催いたします。
- (2) 都市職員に対して、人事管理、法律問題、地方税徴収事務、税財政主管者関係の各研修会を開催してまいります。



第72回全国都市問題会議（平成22年10月7日～8日）

#### 第73回全国都市問題会議開催要領

- 1. 主催者 全国市長会、(財)東京市政調査会、(財)日本都市センター、鹿児島市 (協賛) (財)全国市長会館
- 2. 開催日時 平成23年10月6日(木)・7日(金)
- 3. 開催市 鹿児島市
- 4. 会場 「鹿児島市民文化ホール」鹿児島市与次郎2-3-1
- 5. 議題 「都市の魅力と交流戦略～地域資源×公共交通＝地域活性化～」

#### 全国都市問題会議の開催状況

第68回	平成18年(2006年)	札幌市	都市の連携と交流—まちのちからの活用—
第69回	平成19年(2007年)	静岡市	分権時代の都市とひと—地域力・市民力—
第70回	平成20年(2008年)	新潟市	新しい都市の振興戦略—地域資源の活用とグローバル化—
第71回	平成21年(2009年)	熊本市	人口減少社会の都市経営—人・まち・環境 持続可能な社会への転換に向けて—
第72回	平成22年(2010年)	神戸市	都市の危機管理—協働・参画と総合対策—

#### 主な研修会等の開催予定

全国都市税財政主管者研修会 平成23年10月7日(金)

## その他の事業

- (1) 本会の諸活動に関する広報活動を充実し、迅速且つ的確な情報を提供してまいります。
- (2) 本会の情報基盤の充実を図り、ホームページによる情報掲載及び電子メール等により情報提供・発信をしてまいります。
- (3) 月刊「市政」、「日本都市年鑑」について、財団法人全国市長会館と共同発行してまいります。



全国市長会ホームページ



市政



日本都市年鑑

- (4) 法令相談業務を引き続き行ってまいります。
- (5) 都市派遣研修職員の受け入れを今後も行ってまいります。
- (6) 保険事業の充実・強化を図ってまいります。

## 事務局組織



## 所在地等

〒102-8635  
 東京都千代田区平河町 2-4-2  
 全国都市会館 4階  
 E-mail [mayors@mayors.or.jp](mailto:mayors@mayors.or.jp)  
<http://www.mayors.or.jp>